

Q 1. 宗教団体に対してお金等の財産を寄附してしまった場合でも、寄附した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

寄附は、金銭その他の財産を無償で寺社、学校、公共事業などに供与すること、又はこれを約束することをいいます。一般論として、寄附者から直接寺社、学校等に寄附される場合、その法的性質は、民法上の贈与（民法第 549 条）その他の契約とされています。

一般論として、宗教団体に対する寄附（献金を含みます。）は贈与等の契約に当たりますが、契約については、民法や消費者契約法において、その効力が否定されたり、取り消したりすることができる場合が定められています（Q 2、3）。加えて、寄附が契約に当たらない単独行為（遺贈等）であっても、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」といいます。）において、その効力を取り消すことができる場合が定められています（Q 4）。このような場合には、個別具体的な事案に応じ、寄附を取り消すなどして、寄附した財産の返還を請求することができます。

また、宗教団体の信者による寄附の勧誘が不法行為に当たる場合には、これによって生じた損害の賠償を請求することができます（Q 5）。